

個人住民税に係る特別徴収税額通知
(納税義務者用)等の電子通知化について

目 次

- ① 特別徴収税額通知の電子化に係るこれまでの議論 …… 1
- ② 地方団体へのアンケート調査結果 …… 6

① 特別徴収税額通知の電子化に係る
これまでの議論

○電子化検討の経緯(平成24年個人住民税検討会報告書(抄))

この特別徴収税額通知は、書面により行われており、このため、給与支払者である企業は、従業員が所在する各市町村から送付されてくる通知を整理し、毎月の特別徴収税額を管理するためにシステムに入力等するとともに、従業員に対して紙で交付するという事務が生じている。

これらの事務負担に対し、昨年度の本検討会において、番号制度導入にあたっての国民、事業者の負担軽減と利便性の向上について議論した際に、民間出身の委員を中心に、以下のとおり番号制度を活用した特別徴収税額通知関連事務の負担軽減を求める意見が出された。

(中略)

地方税法第13条及び第43条がオンライン化の対象として規定されている。これにより、特別徴収税額通知は原則書面によることが必要であるが、オンラインにより電子的に行うことも可能と解される。

(中略)

地方税法施行規則の様式では、市町村長の押印をすることとされており、特別徴収税額通知をオンラインで行うにあたっては、電子署名を付すことが求められると解される。

○平成28年度から特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子正本化に対応

平成27年9月にeLTAXに電子署名を付す機能改修が完了し、電子通知の到達に係る規定については平成28年度税制改正において整備したことで、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、平成28年度分の通知から、電子データに電子署名を付すことで、オンライン送付を正本として送付できるようになった。

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について

○特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化(平成24年個人住民税検討会報告書(抄))

特別徴収義務者を經由した納税義務者への通知については、オンライン化法の対象とはならない。

また、事実上納税義務者が通知書を各種証明に使用していることなどから、書面による交付を希望する納税義務者や、そもそも電子的な通知の受領ができない納税義務者がいることも想定され、これらに配慮し、管理をするためには市町村、特別徴収義務者双方に過大な事務負担が生じることとなる。

(中略)

特別徴収義務者の負担の観点からは、特別徴収義務者を介さずに直接通知を送付できるようにすることが理想的であるが、そのためには、現在、特別徴収義務者を經由することとされている制度自体の見直しが必要であるとともに、納税義務者本人に電子的に通知を行うための仕組みが必要となる。

(中略)

そのような仕組みとして、番号制度導入後、マイ・ポータルにより、国民一人一人がインターネットで情報を確認できるようになることが想定されており、このマイ・ポータルを納税義務者への通知先として活用することが考えられ、特別徴収義務者を經由して行う現在の制度の在り方と合わせて、引き続き検討を行うこととすべきである。

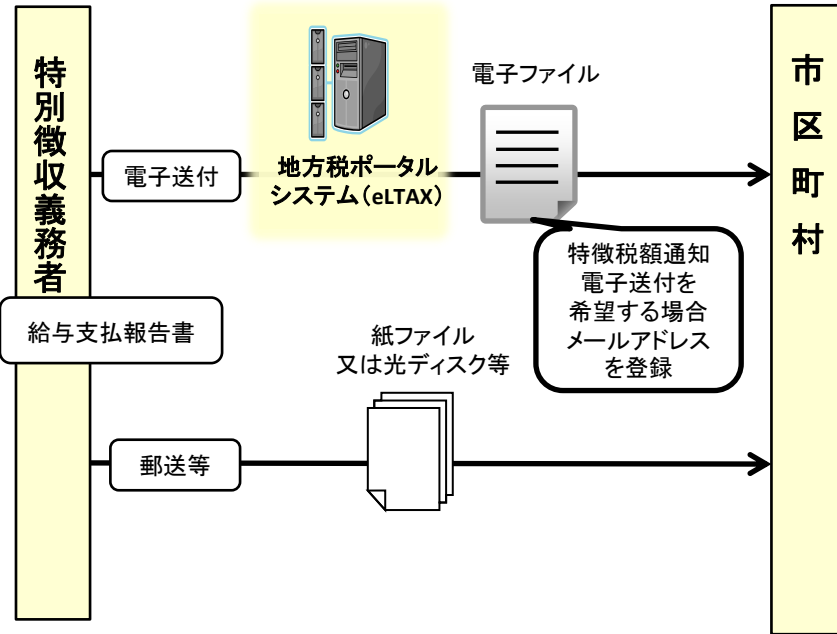
○平成28年度以降の検討について

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化が可能になったが、特別徴収義務者及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、特別徴収税額通知(納税義務者用)についても電子化を検討する。

番号制度導入に伴い、平成24年度本検討会において議題に挙がっていたマイポータル(現在はマイナポータル)を活用し納税義務者へ直接通知することができる可能性があり、来年7月には地方団体の運用が開始されることから、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について改めて検討を行い、特別徴収税額通知に係る事務負担軽減の方策について再び検討を行う。

特別徴収義務者・市町村間における主な住民税関係事務の流れ

給与支払報告書の提出(～1月末)

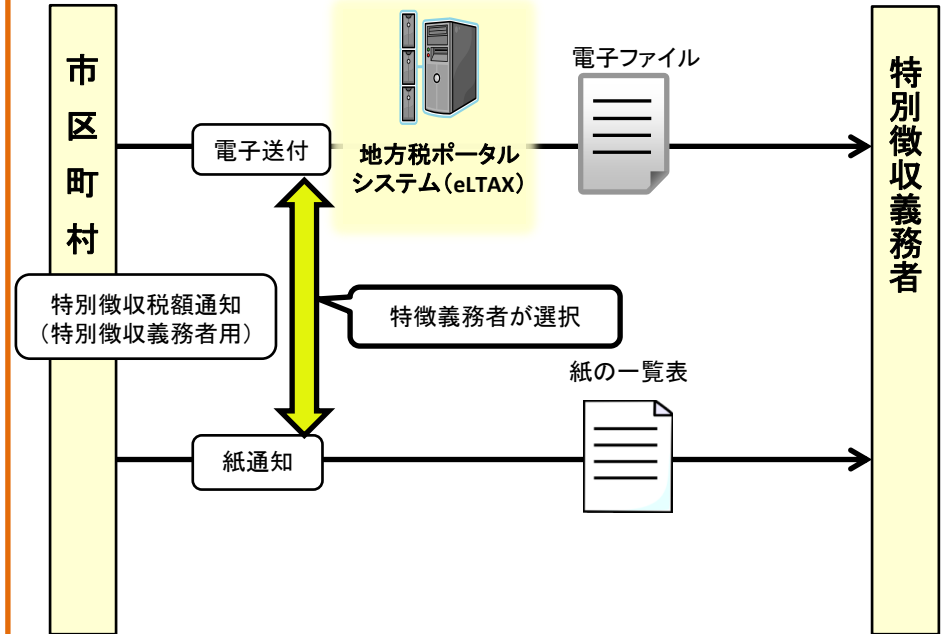


○給与支払報告書のeLTAX等による提出率

年度	全提出件数	オンライン提出率(eLTAX経由)	電子的提出率(eLTAX又は光ディスク等による提出)
平成23年度	75,384,347	9.0%	16.4%
平成24年度	75,956,697	12.0%	19.2%
平成25年度	77,326,760	26.1%	32.0%
平成26年度	78,789,120	29.6%	34.7%

※平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書について、前々年に税務署に提出すべきであった源泉徴収票等の枚数が1,000枚以上の者は、電子的に提出しなければならない。

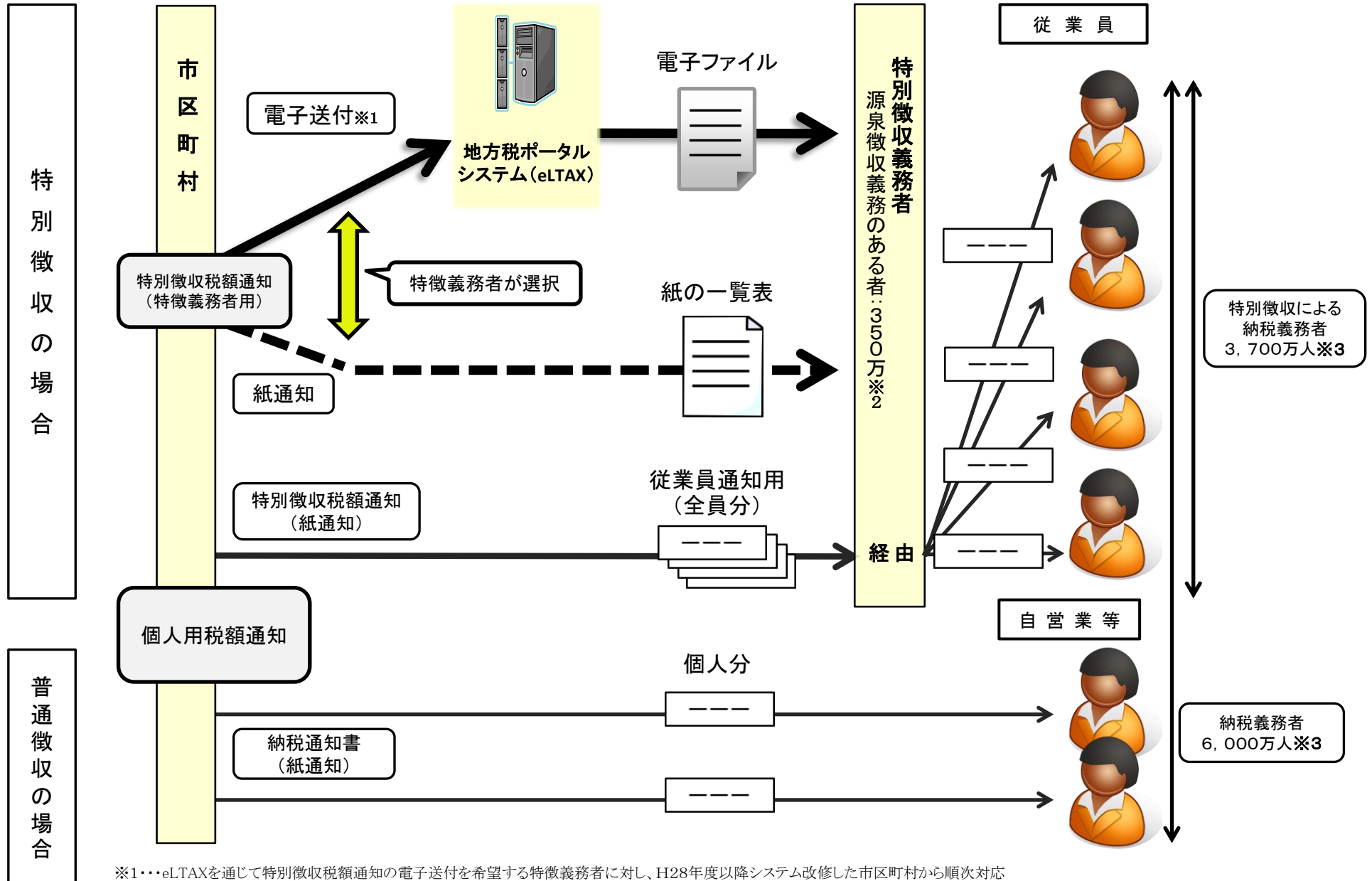
特別徴収税額通知(～5月末)



○特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子正本送付の経緯

- eLTAXの機能追加(平成27年8月)に伴い、平成28年度課税分の個人住民税からは、市区町村から電子署名等を添付した特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を送付することが可能となった。
- オンライン送付の場合における特別徴収税額通知の「到達」に係る規定を整備。(平成28年4月1日施行)
- 電子での正本送付を希望した場合は、上記システム改修に対応した市区町村から平成28年度課税分の個人住民税から順次、オンラインでの送付が可能となっている。

給与所得にかかる個人住民税における特別徴収税額通知



※1...eLTAXを通じて特別徴収税額通知の電子送付を希望する特徴義務者に対し、H28年度以降システム改修した市区町村から順次対応

※2...出典:国税庁 平成26年度法人課税課調

※3...出典:平成27年度市町村税課税状況等の調

② 地方団体へのアンケート調査結果

○概要

個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)及び納税通知書の電子通知化を検討するため自治体に調査を行った。

○対象

政令市、中核市、施行時特例市及び左記を除く県庁所在市(125団体)

○調査期間

平成28年6月15日～6月23日

○集計項目

1. 電子通知の送付方法について
2. 電子通知化の導入時期について
3. 電子通知化のメリットについて
4. 電子通知化のデメリットについて
5. マスキングについて

※ 項目によっては回答のない団体もあること。また、複数回答としている項目もあることから、各回答の合計(団体数)は、全団体数(125団体)と一致しない。

○「電子通知化の導入手順及び導入時期について」の集計結果は下記のとおり。(選択式)

1. マイナンバーカード(マイナポータル)の普及割合が一定以上になった上で導入すべき。	64団体
2. 長期的な課題もあり、また一時的にコストが増えることから導入は時期尚早。	36団体
3. 給与支払報告書の電子提出が一定以上になった上で導入すべき。	6団体
4. できるだけ速やかに導入してほしい。	4団体
5. その他	14団体

○通知の電子化やマイナポータルを使用することは、一定以上の普及がなされた後に導入を希望する団体が多い。

○特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合

①「現行の書面の場合と同様に、特別徴収義務者に対して送信し、特徴義務者から納税義務者に送信してもらう」のメリットについて主な意見は下記のとおり。

1. 市区町村の印刷・郵送コストの低減、送付事務の効率性の向上	69団体
2. 誤送、紛失、汚損、個人情報流出の低減	5団体
3. 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)と同じタイミングで送信できる	3団体

※ 重複・複数回答を含む。

○市区町村側のコスト減や、効率化に繋がるが、企業側のメリットを挙げた回答がほぼない。

○特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合

①「現行の書面の場合と同様に、特別徴収義務者に対して送信し、特徴義務者から納税義務者に送信してもらう」の課題について主な意見は下記のとおり。

1. マスキング、個人情報秘匿が困難	51団体
2. 市区町村及び特別徴収義務者のシステム改修、書面との並行管理の負担	50団体
3. 納税義務者が受け取る際の真正性の確保、到達の確認	45団体
4. 特別徴収義務者の管理の煩雑さ、データ削除の徹底、書面提出の事業所への配慮	16団体
5. 現行のオンライン化法に反する	2団体

※ 重複・複数回答を含む。

○特別徴収義務者を經由する電子通知は、納税義務者の所得情報を秘匿することが困難であることを指摘する意見が多く、また特別徴収義務者から納税義務者へ交付する際の方法や、通知の真正性について憂慮する団体が多数存在した。

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合
②「納税義務者宛て(マイナポータルを想定)に市区町村から直接送信する」のメリットについて
主な意見は下記のとおり。

1. 個人情報の保護	43団体
2. 市区町村の印刷・郵送費用や事務負担の軽減	29団体
3. 特別徴収義務者の事務負担の軽減(納税義務者へ交付する必要がなくなる)	14団体
4. 個人情報の流出や紛失等のリスクの軽減	13団体
5. 市区町村から納税義務者への確実な通知、迅速性	12団体

※ 重複・複数回答を含む。

○市区町村から納税義務者へ直接送信することで、納税義務者のプライバシーが守られることや、それに係る費用の削減、事業所の経由する事務負担の削減を挙げる団体が多い。

個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子通知化の地方団体調査結果について

○特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合

②「納税義務者宛て(マイナポータルを想定)に市区町村から直接送信する」の課題について主な意見は下記のとおり。

1. ネット環境のない納税者の取り扱い、配慮、マイナポータルの普及率	75団体
2. 書面通知の希望者の把握・管理の煩雑さ	27団体
3. 市区町村の改修コスト	20団体
4. 送信件数の膨大さや誤送信	13団体
5. 住登外者、死亡者(相続人)、納税管理人への取り扱い	10団体
6. サイバー攻撃を含めた個人情報流出の懸念・セキュアの徹底	7団体
7. 操作方法等、窓口への問い合わせの増加	6団体

※ 重複・複数回答を含む。

○納税義務者間の情報格差や市区町村側の書面との並行管理・改修コストについて憂慮する意見が多い。また、市区町村から納税義務者へ個々に送信することについての処理時間を気にする団体もあった。

○「特別徴収税額通知(納税義務者用)のマスクングについて」について実施団体数及び実施時期は下記のとおり。

マスクングを行っている。	56団体
マスクングを行っていない。	69団体

○実施時期

平成23年度以前	20団体
平成24年度	3団体
平成25年度	2団体
平成26年度	6団体
平成27年度	13団体
平成28年度	12団体

○行っていない団体の回答

平成29年度実施予定	23団体
平成30年度実施予定	1団体
検討中	6団体
無回答	39団体

特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子化に対する地方団体からの意見のまとめ

○地方団体からは、将来的には特別徴収税額通知(納税義務者用)及び納税通知書の電子化を行うべきとの意見が多かった。

○地方団体が考える電子化の主なメリットは下記のとおり。

- ・市区町村の印刷・郵送費用や事務負担の軽減
- ・特別徴収義務者の事務負担の軽減(納税義務者へ交付する必要がなくなる)
- ・個人情報の保護が図られる、個人情報の流出や紛失等のリスクの軽減(マイナポータルへ直接送付する場合)

○一方で、地方団体からは特別徴収税額通知(納税義務者用)の早期電子化の導入については、以下のとおり慎重な意見も多かった。

(マイナポータルへ送付する場合)

- ・高齢者などマイナポータルにアクセスできない納税義務者が残ることに関する事務負担
- ・マイナポータルの普及率が低いうちは電子通知を原則化しても対象者が少なく、電子通知の導入効果が小さい一方、電子通知以外の者に対して書面による通知を行うこととなる市区町村の事務負担が大きい。

(eLTAXを通じて特別徴収義務者を經由して通知する場合)

- ・現行のオンライン化法では、特別徴収義務者を經由する場合、正本通知とはならない。
- ・マスキング処理を施すことができないなど個人情報の秘匿が困難
- ・納税者が受け取る際の真正性の確保の課題

(普通徴収にかかる納税義務者に適用する場合)

- ・市区町村で電子納税を導入していない場合は、改めて書面で納付書を送付する必要がある。

参考: 給与所得にかかる個人住民税における特別徴収税額通知(様式)

特別徴収税額通知 (特徴義務者用)

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

課税市町村名

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、平成 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 ㊟

〒 殿

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月割額	人数	納付額	人数	納付額	
5月分			12月分		
7月分			1月分		
8月分			2月分		
9月分			3月分		
10月分			4月分		
11月分			5月分		
(備考)					

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	(摘要)				
住所			氏名	個人番号	6月分	10月分	2月分			
					7月分	11月分	3月分			
					8月分	12月分	4月分			
					9月分	1月分	5月分			
					変更月	月				

特別徴収税額通知 (納税義務者用)

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分		課税標準		総所得③	
	給与所得						山林所得
その他の所得計						分離短期譲渡	
						分離長期譲渡	
						株式等の譲渡	
						上場株式等の配当	
						先物取引	
所得控除	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	所得控除合計②
(摘要)							

市町村	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦
	道府県			
特別徴収税額				
控除不足額⑨				
既充当額⑩				
既納付額⑪				
差引納付額(⑪-⑩-⑨)				
変更前税額⑫				
増減額(⑫-⑪)				
変更月				

受給者番号	氏名	指定番号		
住所		宛名番号		
あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市(町・村)長に異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)長を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消の訴えは、前記の異議申立てに対する決定を述べた後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を撤回することにつき正当な理由があるときは、決定を撤回しなくても処分の取消しを訴えることができます。				
平成 年 月 日	市町村長 氏 名 ㊟			
納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分
変更月	月			